三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第二十九号、第三十七号、第四十一号、第四十五号及び第四十七号	二十七万円
第三十号、第三十七号の二、第四十二号及び第四十八号	二十七万円
第三十号の二、第三十七号の三、第四十三号及び第四十九号	二十七万円
第三十号の三、第三十七号の四及び第五十号	二十七万円
第三十号の四、第三十七号の五及び第四十三号の二	二十七万円
（略）	（略）
四・五　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十六　（略）	（略）
十七　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の二・十七の三　（略）	（略）
十七の四　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の六・十七の七　（略）	（略）
十七の八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第三十号の二、第三十七号、第四十一号、第四十五号及び第四十七号	二十七万円
第三十号の三、第三十七号、第四十二号及び第四十八号	二十七万円
第三十号の四、第三十七号、第四十三号及び第四十九号	二十七万円
第三十号の五、第三十七号及び第五十号	二十七万円
（略）	（略）
四・五　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十六　（略）	（略）
十七　保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験（次号から第十七号の五までに掲げる試験を除く。）	十八万七千円
十七の二　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の三・十七の四　（略）	（略）
十七の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の六・十七の七　（略）	（略）
十七の八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円